

さがけんじょうれいだいごう
佐賀県条例第39号

平成30年9月25日成立 平成30年9月26日施行

しょうがい
障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすいさがけん
じょうれい
佐賀県をつくる条例

ひと
人にはみな違いがあり、せかい
ちが
世界で一つのその人らしさがある。みながたが
ひと
互いにその人らしさを認め合い、みと
あ
交流し、こうりゆう
ささ
あ
支え合うことで、それぞれのこせい
のうりよく
はつき
個性や能力を発揮しながら、わたし
たちのしゃかい
社会をよりよいものにしていくことができる。

しょうがい
障害のある人のおも
よ
そ
にちじょうせいかつ
しゃかいせいかつ
ふべん
こんなん
き
思いに寄り添い、日常生活や社会生活の不便さや困難さに気づき、
かいしょう
つと
その解消に努めることは、しょうがい
ひと
しゃかいさんか
だれ
く
障害のある人の社会参加のみならず、誰もが暮らしやすい
ちいきしゃかい
地域社会づくりにつながっていく。

そうした考かんがえが広ひろまっていなかった明治維新期めいじ いしん き、様々さまざまな分野ぶんやでの偉人いじんを輩出はいしゅつした佐

賀藩がはんに生まれうれた石井亮一いしりょういちは、日本にほんの障しょう害がい者ふくし福祉せんくてきに先駆と的に取くり組ちみ、「知ち的てき障しょう害がい者

教きょう育いく・福ふく祉しの父ちち」としてその生しょう涯がいを捧ささげた。

明治維新めいじ いしんから150年ねんを経へた今いまも、本県ほんけんでは郷土きょうどの先人せんじんたちの想おもいが脈々みやくみやくと受け継うが

れており、住じゅう民みん自じ治ちや祭まつりなどを通とおし、ご近所きんじょづきあひ、助たすけ合あいといつた、人ひとのつ

ながりを大切たいせつにする温あたたかい地ち域いきのコこミュいニティいも生いきている。

本県ほんけんは今いま、そうした地ち域いきの歴れき史しや絆きずなの強つよさを活いかし、「人ひとを大切たいせつに、世せ界かいに誇ほこれる

佐さ賀がづくり」をめ目め指ざしている。人ひとが人ひとを大切たいせつにする、そのことしょうが、障しょう害がいのあるなしに

かかわらず、とくもに暮ちらしやいきしい地ち域いき社しゃ会かいをつくることにつなつながっていく。

そのために、県民けんみん一人一人ひとりが、あるいは地ち域いきコこミュいニティいが、そして障しょう害がいのある人ひと

自身が、それぞれの立場で、どのように取り組んでいけばいいのか、その取組の羅針盤とすべく、この条例を制定する。

もくてき (目的)

第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消を進めるための基本理念を定め、県民の役割を明らかにすることなどにより、障害を理由とする差別の解消を進め、もって障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県の実現に貢献することを目的とする。

ていぎ (定義)

第2条 この条例において、次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病

による^{しょうがい}障害などの^{しんしん}心身の^{きのう}機能の^{しょうがい}障害（以下「^{しょうがい}障害」という。）がある^{ひと}人で、^{しょうがい}障害

または^{しゃかいてきしょうへき}社会的障壁により、^{けいぞくてき}継続的に^{にちじょうせいかつ}日常生活や^{しゃかいせいかつ}社会生活に^{そうとう}相当な^{せいげん}制限を^う受ける

^{じょうたい}状態にある^{ひと}人をいう。

(2) ^{ちいき}地域^{コミュニティ}コミュニティ、^{じちかい}自治会、^{ふじんかい}婦人会、^{しょうぼうだん}消防団、^{ろうじん}老人クラブ、^こ子どもクラブ、ま

^{だんたい}ちづくり団体などの^{ちいきじゅうみんどうし}地域住民同士の^{にな}つながりを^{しゅうだん}担う^{そしき}集団、^{そしき}組織などをいう。

(3) ^{しゃかいてきしょうへき}社会的障壁、^{しょうがい}障害のある^{ひと}人にとって^{にちじょうせいかつ}日常生活や^{しゃかいせいかつ}社会生活を^{いとな}営む^{うえ}上で^{しょうへき}障壁

となる^{しゃかい}ような^{じぶつ}社会における^{せいど}事物、^{かんこう}制度、^{かんねん}慣行、^た観念^{いっさい}その他一切のものをいう。

(4) ^{しょうがい}障害を^{りゆう}理由とする^{さべつ}差別、^{しょうがい}障害のある^{ひと}人に対して、^{たい}正当な^{せいとう}理由なく^{りゆう}障害を^{しょうがい}理由

とする^{ふりえき}不利益な^{とりあつか}取扱いをすることなどをいう。

2 ^{じぎょうしゃ}事業者や^{けん}県が、その^{じむ}事務や^{じぎょう}事業を^{おこな}行うにあたり、^{しょうがい}障害のある^{ひと}人から^{しゃかいてきしょうへき}社会的障壁

を除去するために何らかの対応を必要としているとの意思の表明があった場合や
その家族、支援者などから本人に代わってその意思の表明があった場合に、その
実施に伴う負担が過重でないとき、必要かつ合理的な配慮の提供を行わないこ
とは、前項第4号の障害を理由とする差別にあたるものとする。

きほんりねん (基本理念)

第3条 障害を理由とする差別の解消は、次のことを基本として行われなければなら
ない。

- (1) 全ての県民が、互いにその人らしさを認め合い、交流し、支え合うこと。
- (2) 全ての県民が、地域社会の誰もが地域活動などに参加しやすい環境をつくるこ
と。

(3) 全ての^{すべ}県民^{けんみん}が、それぞれの^{たちば}立場^{たいち}でできる^{はいりよ}配慮^{しえん}や支援^{しえん}をすること。

けんみん やくわり
(県民の役割)

だい じょう けんみん しえん ひつよう しょうがい ひと たい つぎ
第4条 県民は、支援を必要としている障害のある人に対し、次のようなそれぞれの

たちば はいりよ しえん つと
立場でできる配慮や支援に努めるものとする。

(1) こま 困っていたり、支援を必要としている^{しょうがい}障害のある人^{ひと}に気づいたときは、手^て伝^{つだ}え
ることがないかなど、^{こえ}声かけをすること。

(2) さいがい はっせい しょうがい ひと えんかつ しえん ひごろ
災害が発生したとき、障害のある人を円滑に支援できるよう、日頃からあいさ
つや^{こえ}声かけなどをすること。

(3) ことば え しゃしん ひつだん しゅわ てんじ しょうがい おう
言葉だけでなく、絵、写真、筆談、手話、点字など障害に応じたコミュニケー
ションの^{ほうほう}方法^{もち}を用いて、^わ分かりやすく^{つた}伝えること。

(4) くるまいす つえ しょう ひと もうどうけん つ ひと みち ゆず
車椅子や杖を使用している人、盲導犬を連れている人などには、道を譲るなど、
つうこう
通行しやすくすること。

(5) しょうがい ひと せんようちゆうしゃじょう てんじ て せつび りよう
障害のある人の専用駐車場や点字ブロック、手すりなどの設備は、利用しや
すくしておくこと。

(6) しょくば しょうがい じゅうぎょういん どうりょう も とくせい し とくせい
職場では、障害のある従業員や同僚の持つ特性を知り、それぞれの特性に
おう しごと かた しえん はたら かんきょう ととの
応じた仕事のやり方を支援するなど、働く環境を整えること。

ちいき やくわり
(地域コミュニティの役割)

だい じょう ちいき ちいき せいかつ しょうがい ひと たい つぎ
第5条 地域コミュニティは、地域で生活する障害のある人に対し、次のようなそれ
たちば はいりょ しえん つと
ぞれの立場でできる配慮や支援に努めるものとする。

(1) ひごろ しょうがい ひと じょうきょう かくにん さいがいじょうほう でんたつ しえん ほうほう
日頃から障害のある人の状況を確認し、災害情報の伝達などの支援の方法

けんとう
を検討しておくこと。

(2) ちいきぎょうじ しょうがい だれ さんか
地域行事は、障害のあるなしにかかわらず、誰もが参加しやすいものにする
こと。

(3) しょうがい おう ほうほう ちいき じょうほう ていきょう そうだん こうりゅう つう ちいき く
障害に応じた方法で地域の情報を提供し、相談や交流を通じて、地域で暮
らしやすい環境をつくること。

(4) ちいきない しょうがい ひと つうこう あんぜん さまた かんりしゃ
地域内に障害のある人の通行や安全を妨げるものがあるときは、その管理者
へれんらく じよきよ きょうりよく
連絡するなど、その除去に協力すること。

じぎょうしゃ やくわり
(事業者の役割)

だい じょう じぎょうしゃ じぎょう おこな しょうがい りゆう ふとう さべつてきとり
第6条 事業者は、その事業を行うにあたり、障害を理由とする不当な差別的取

あつか しょうがい ひと けんり りえき しんがい
扱いをすることにより、障害のある人の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、障害のある人から社会的障壁を除去するために何らかの対応を必要としているとの意思の表明があった場合やその家族、支援者などから本人に代わってその意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないとき、障害のある人の性別や年齢、障害の状態に応じて、障害のない人と分け隔てなく設備やサービスなどを利用できるように、障害のある人との相互理解を深め、必要かつ合理的な配慮の提供を行わなければならない。

(障害のある人からの意思の表明とその対応)

第7条 障害のある人やその家族、支援者などは、次のようなときには配慮や支援が必要なることを周りの人や地域コミュニティに遠慮なく伝えることができる。

(1) 災害時に必要な配慮や支援について、あらかじめ伝えておくべきことがあると

き。

(2) 言葉^{ことば}だけでは情報^{じょうほう}を得^えられないこと、自分の意思^{じぶん いし}を伝^{つた}えにくいことなどのため、

情報^{じょうほう}の入手^{にゆうしゅ}やコミュニケーション^{はいいりよ しえん ひつよう}についての配慮^{はいいりよ}や支援^{しえん}が必要^{ひつよう}なとき。

(3) 段差^{だんさ}や障害物^{しょうがいぶつ}などにより、一人^{ひとり}で移動^{いどう}することが困難^{こんなん}な場合^{ばあい}など、移動^{いどう}にあた

って配慮^{はいいりよ}や支援^{しえん}が必要^{ひつよう}なとき。

(4) 働^{はたら}くにあたって、障害^{しょうがい}におうじた配慮^{はいいりよ}や支援^{しえん}が必要^{ひつよう}なとき。

2 前項^{ぜんこう}の配慮^{はいいりよ}や支援^{しえん}が必要^{ひつよう}であることを伝^{つた}えられたものは、それぞれの立場^{たちば}でできる

配慮^{はいいりよ}や支援^{しえん}に努^{つと}めるものとする。

(配慮^{はいいりよ}や支援^{しえん})

第8条^{だい じょう} この条例^{じょうれい}における配慮^{はいいりよ}や支援^{しえん}は、それぞれの場合^{ばあい}におうじて、適正^{てきせい}で合理的^{ごうりてき}なも

のとして行われなければならない。

けん せきむ
(県の責務)

だい じょう けん じむ じぎょう おこな しょうがい りゆう ふとう さべつてきとり
第9条 県は、その事務や事業を行うにあたり、障害を理由とする不当な差別的取

あつか しょうがい ひと けんりりえき しんがい
扱いをすることにより、障害のある人の権利利益を侵害してはならない。

けん しょうがい ひと しゃかいてきしょうへき じょきよ なん たいおう ひつよう
2 県は、障害のある人から社会的障壁を除去するために何らかの対応を必要として

い し ひょうめい ばあい かぞく しえんしゃ ほんにん か
いるとの意思の表明があった場合やその家族、支援者などから本人に代わってその

い し ひょうめい ばあい じっし ともな ふたん かじゅう しょうがい
意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないとき、障害のある

ひと せいべつ ねんれい しょうがい じょうたい おう しょうがい ひと わ へだ せつび
人の性別や年齢、障害の状態に応じて、障害のない人と分け隔てなく設備やサー

りよう しょうがい ひと そうごりかい ふか ひつよう ごうりてき
ビスなどを利用できるよう、障害のある人との相互理解を深め、必要かつ合理的な

はいりよ ていきょう おこな
配慮の提供を行わなければならない。

3 県は、第3条の基本理念にのっとり、障害を理由とする差別を解消するために必要な取組を行うものとする。

4 県は、前項の取組を行うときは、障害のある人やその家族、支援者、事業者などの関係者から意見を聞き、その取組に反映するよう努めるものとする。

(相談や紛争の防止などのための体制の整備)

第10条 県は、障害のある人やその家族、支援者、事業者などの関係者からの相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止や解決を図ることができるよう人材の育成や確保のための措置その他の必要な体制の整備を図るものとする。

(佐賀県障害者月間)

だい じょう けん だい じょう さだ きほんりねん かん けんみん かんしん りかい ふか
第11条 県は、第3条に定める基本理念に関する県民の関心や理解を深めるとともに、

しょうがい ひと しゃかい けいざい ぶんか た ぶんや かつどう さんか すす
障害のある人の社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を進めるため、

さ が けんしょうがいしゃげっかん もう
佐賀県障害者月間を設ける。

さ が けんしょうがいしゃげっかん がつ にち がつ にち
2 佐賀県障害者月間は、11月15日から12月14日までとする。

けん しょうがい ひと しえんだんたい れんけい さ が けんしょうがいしゃげっかん しゅし
3 県は、障害のある人の支援団体などと連携し、佐賀県障害者月間の趣旨にふさわ

とりくみ おこな
しい取組を行うものとする。

しまち れんけい
(市町との連携)

だい じょう けん しまち れんけい しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん とりくみ
第12条 県は、市町と連携し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する取組を

おこな つと
行うよう努めるものとする。

けん しまち しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん とりくみ おこな
2 県は、市町が障害を理由とする差別の解消の推進に関する取組を行おうとする

ときは、^{じょうほう}情報の^{ていきょう}提供など^{ひつよう}必要な^{しえん}支援を^{おこな}行うものとする。

^{ざいせいじょう}（^{そち}財政上の^{そち}措置）

第13条 ^{だい} 県は、^{じょう} 障害を^{けん}理由とする^{しょうがい} 差別の^{りゆう} 解消に関する^{さべつ} 取組を進めるため、^{かいしょう} 必要な^{かん} 財

^{せいじょう} 政上の^{そち} 措置を^{こう} 講ずるものとする。

^ふ 附 ^{そく} 則

^{しこうきじつ}（^{しこう} 施行期日）

1 この^{じょうれい} 条例は、^{こうふ} 公布の日から^{しこう} 施行する。

^{けんとう}（^{けんとう} 検討）

2 この^{じょうれい} 条例の規定については、この^{じょうれい} 条例の^{しこう} 施行後^{ねん} 5年を目途として、この^{じょうれい} 条例の

^{しこう} 施行の^{じょうきょう} 状況について^{けんとう} 検討が^{くわ} 加えられ、^{ひつよう} 必要があると^{みと} 認められるときは、その^{けっか} 結果に

もと ^{ひつよう} ^{そち} ^{こう}
基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。